

電子公告調査サービス利用規約

平成 17 年 7 月 1 日制定、平成 23 年 6 月 1 日一部改訂

電子公告調査株式会社

第 1 章 総則

第 1 条（適用範囲）

本規約は、電子公告調査株式会社（以下「当社」という。）が提供する「電子公告調査サービス」及び「電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）」（以下「本サービス」という。）に関し、当社と当社サービスを利用する者（以下「お客様」という。）との間における一切の關係に適用されます。

第 2 条（用語の定義）

本規約において、用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 会社法 会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
 - 二 電子公告規則 電子公告規則（平成 18 年法務省令第 14 号）をいう。
 - 三 電子公告 公告方法のうち、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令（会社法施行規則第 222 条）で定めるものをいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令（会社法施行規則第 223 条）で定めるものをとる方法をいう。【会社法第 2 条第 34 号の規定と同様】
 - 四 電子公告調査 会社法第 942 条第 1 項に規定する電子公告調査をいう。
 - 五 調査申請者 電子公告規則第 3 条に規定する電子公告調査を求めようとする者をいう。
 - 六 調査委託者 会社法第 946 条第 3 項に規定する電子公告調査を行うことを求めた者をいう。
 - 七 法務省電子公告システム 法務省が設置する電子公告を実施している会社を検索できるインターネットによる情報提供サービス（<http://e-koukoku.moj.go.jp>）をいう。
- 2 本規約において、前項に定める用語以外の用語の意義は、電子公告規則第 2 条の定義に定めるところによります。

20110601A

(参考)

※ 電子公告規則では、第1条の規定により「法」とは「会社法」と定義されていますが、わかりやすいように「法」を「会社法」に書き換えております。）

電子公告規則 第2条

- 一 電子公告 会社法第二条第三十四号（電子公告関係規定を定める法律において引用する場合を含む。以下同じ。）に規定する電子公告をいう。
- 二 公告期間 会社法第九百四十条第三項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する公告期間をいう。
- 三 公告の中断 会社法第九百四十条第三項 に規定する公告の中断をいう。
- 四 追加公告 会社法第九百四十条第三項第三号 の規定による公告をいう。
- 五 電磁的記録 会社法第二十六条第二項 に規定する電磁的記録をいう。
- 六 電子計算機 会社法第九百四十四条第一項第一号 に規定する電子計算機をいう。
- 七 プログラム 会社法第九百四十四条第一項第一号 に規定するプログラムをいう。
- 八 サーバ 公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。
- 九 プロバイダ インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）を提供する同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。
- 十 公告サーバ 公告を電子公告により行うために使用するサーバをいう。
- 十一 公告アドレス 公告サーバのうち電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力することのみによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるものをいう。
- 十二 公告ページ 電子計算機に公告アドレスを入力することによって当該電子計算機の映像面に表示される内容をいう。
- 十三 登記アドレス 会社法又はその他の法律に基づき行う電子公告に関して登記された事項（会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項その他これに相当するものに限る。）をいう。
- 十四 調査機関 会社法第九百四十一条（電子公告関係規定において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する調査機関をいう。
- 十五 調査委託者 会社法第九百四十六条第三項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する調査委託者をいう。
- 十六 調査結果通知 会社法第九百四十六条第四項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の規定による電子公告調査の結果の通知をいう。
- 十七 業務規程 会社法第九百四十九条第一項 に規定する業務規程をいう。
- 十八 公告情報 次条第一項第三号ハに掲げる情報であって、調査委託者が調査機関に対して同条第二項の規定

20110601A

により示したものをいう。

- 十九 追加公告情報 追加公告において公告し、又は公告しようとする内容である情報であつて、調査委託者が調査機関の業務規程に定めるところにより当該調査機関に対して示したものをいう。
- 二十 情報入手作業 公告サーバから情報を受信するための作業をいう。
- 二十一 受信情報 情報入手作業により公告サーバから受信した情報をいう。
- 二十二 公告情報内容 公告情報を調査機関の電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することにより認識することのできる内容をいう。
- 二十三 追加公告情報内容 追加公告情報を調査機関の電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することにより認識することのできる内容をいう。
- 二十四 受信情報内容 受信情報を調査機関の電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することにより認識することのできる内容をいう。
- 二十五 識別符号 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号をいう。
- 二十六 財務諸表等 会社法第九百五十一条第一項 に規定する財務諸表等をいう。
- 二十七 調査記録簿等 会社法第九百五十五条第一項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）に規定する調査記録簿等をいう。

電子公告規則 第3条第1項第3号ハ

ハ 公告しようとする内容である情報

電子公告規則 第3条第2項

- 2 前項第三号ハに掲げる情報は、調査機関が業務規程で定める電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により示さなければならない。

第3条（サービスの定義）

「電子公告調査サービス」は、会社法第941条に定める調査機関として、電子公告調査を行い、その結果を調査結果通知として提供するものです。

- 2 「電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）」は、電子公告制度の導入及び実施に関し、各種法律情報などの支援情報等を提供するものです。「電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）」は、当社が別途定める「電子公告実施安心サポート提供規約」に従います。

第4条（サービス品質保証制度）

当社は、別途定める「サービス品質保証制度（Service Level Agreement, 【通称：SLA】）」に基づき、サービスの品質を保証します。

20110601A

第5条（営業日及び受付時間）

当社の営業日及び受付時間は、平日の 9 時から 18 時までとします。休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とします。

- 2 本規約で、当社営業日は、前項で定める休日の日数を算入しないで計算するものとします。

第6条（規約の変更）

当社は、本規約の改訂の必要が生じた場合には、担当者登録（本規約第 7 条第 1 項に基づく担当者登録）をした者に通知の上改訂します。

- 2 前項の規定にかかわらず当社は、担当者登録をした者に通知することなく、本規約を改訂することがあります。その場合は、改訂後の本規約は、当社ホームページに掲載した時点から効力を有するものとします。
- 3 本規約の改訂の効力が生じた時に、電子公告の公告期間中である場合は、その電子公告調査に関しては、改訂前の規約が適用されるものとします。

第 2 章 事前登録、サービス申込及び契約の成立

第7条（担当者登録）

お客様は、電子公告調査サービスの申込の前もしくは同時に、当社ホームページに掲載の「電子公告調査サービス担当者登録書」に必要事項を記載し、担当者登録をしなければなりません。（以下、「電子公告調査サービス担当者登録」といいます。）

- 2 当社は、前項の電子公告調査サービス担当者登録書を受領した際は、その内容を審査し、すみやかに調査申請者に ID 及びパスワードを発行し、書面により通知します。
- 3 本条の担当者登録は、その登録日から 3 年を経過する日までの間において、第 9 条のサービスの申込がない場合は、当社ホームページに告知の上、その登録を抹消する場合があります。

第8条（ID及びパスワードの管理）

前条第 2 項の規定による ID 及びパスワードの提供を受けた者及びその監督者は、その利用及び管理に関して、一切の責任を負うものとします。

- 2 パスワードはその使用者の責任において、定期的に変更しなければならないものとします。
- 3 ID 及びパスワードの不正使用に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4 ID 及びパスワードによる本サービスの利用は、ID 及びパスワードの提供を受けた者による利用とみなします。

第9条（サービス申込）

調査申請者は、書面またはインターネットホームページによる申込サイトを利用し

20110601A

省電子公告システムにおいて、電子公告の概要が掲載される場合があります。その場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（申込の拒絶）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の申込を拒絶することがあります。

- 一 本規約第9条第2項各号に定める事項が不足している場合
- 二 会社法第946条第1項に規定する正当な理由がある場合
- 三 会社法第947条に規定する電子公告調査を行うことができない場合

第12条（申込後の変更）

第9条第1項の申込内容（第9条第2項各号に掲げる事項）について変更する場合は、公告期間の始期の当社の3営業日前の正午まで行うよう努めなければなりません。

- 2 公告期間の始期の当社の3営業日前の正午以降に第9条第1項の申込内容（第9条第2項各号に掲げる事項）について変更された場合は、法務省電子公告システムにおいて、電子公告の概要が掲載されない場合あるいは変更前の申込内容に基づき電子公告の概要が掲載される場合があります。その場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3章 サービス料金

第13条（サービス料金）

「電子公告調査サービス」の料金は、別紙1記載のとおりとします。

- 2 「電子公告調査サービス担当者登録」及び「電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）」は無償とします。

第14条（サービス料金の支払）

当社は、電子公告調査の調査結果通知をする際に、調査委託者宛に前条第1項に定める金額を記載した請求書を発行します。

- 2 前項の請求書による料金の支払期限日は、公告期間終了日の翌月末日とします。ただし、支払期限日が金融機関の休業日にあたる場合は、その金融機関の前営業日とします。
- 3 調査委託者が、前項の支払期限を経過してもなお支払いがない場合は、支払期限の翌日から支払いの日までの期間について、年14.6%の割合（年365日の日割計算）で計算して得た額を延滞利息として支払うこととします。
- 4 サービス料金及び延滞利息の支払方法は、当社が指定する金融機関の預金口座への振込によるものとし、振込手数料は調査委託者の負担とします。

第4章 電子公告及び電子公告調査の実施、調査結果通知

第15条（申込内容の正確性）

調査委託者は、第9条第2項各号の申込事項を正確に記載又は記録するものとします。

- 2 当社は、第9条第2項各号の申込事項に従い電子公告調査を実施することとし、第9条第2項各号の記載又は記録の過誤による責任は、当社は一切負わないこととします。

第16条（電子公告、電子公告調査の実施）

調査委託者は、会社法および金融商品取引法等の法令の規定及び電子公告規則に従って、電子公告を実施しなければなりません。

- 2 当社は、会社法の規定及び電子公告規則に従って、電子公告の公告期間中、電子公告調査を行います。

第17条（電子公告、電子公告調査の実施の協力義務）

調査委託者及び当社は、電子公告の実施及び電子公告調査の実施に関し、相互に協力しあうものとします。

第18条（電子公告調査の調査結果通知）

当社は、公告期間満了後すみやかに、調査委託者の選択に従い、PDF ファイル又は書面による「調査結果通知」を交付します。

第5章 情報セキュリティ

第19条（企業秘密情報セキュリティ）

当社は、企業秘密情報について厳に秘密を保持し、お客様の文書による事前の承諾なくして、社内外を問わず、当社の電子公告の調査等に直接従事している者以外の者に対して、これを開示又は漏洩いたしません。また、企業秘密情報を自らもしくは第三者の利益のために、または本サービスの目的以外に使用しません。

- 2 企業秘密情報とは次の各号のいずれかに該当する情報をいいます。
 - 一 電子公告調査サービスの事前登録及び調査申込により知り得た情報のうち、金融商品取引法第166条第1項に規定する「上場会社等に係る業務等に関する重要事実」に該当する情報
 - 二 その他、お客様が特に本サービスにおいて指定した情報
- 3 以下各号に該当する時点で企業秘密情報から除外されるものとします。
 - 一 公告情報が公告サーバで閲覧に供されたとき。
 - 二 「法務省電子公告システム」ホームページにより、公告情報の概要が掲載されたとき。
 - 三 金融商品取引所の適時開示情報閲覧サービス等により、公表されたとき。
 - 四 金融商品取引法第166条第4項の公表の措置がされたとき。
 - 五 その他当社の責に帰すことのできない事由により公知となったとき。
- 4 当社は、本サービス実施のため、自己の取締役、監査役及び必要最小限の範囲の従

20110601A

業員に限定して企業秘密情報を開示します。

- 5 当社は、前項に掲げる者に対して、秘密保持義務を遵守させます。

第20条（個人情報セキュリティ）

当社は、別途定める「個人情報保護方針」に基づき、お客様の担当者の個人情報（以下「個人情報」という。）を適切に取り扱うものとします。

- 2 個人情報の利用目的は次の各号のとおりとします。
 - 一 電子公告調査サービス業務を行うにあたり必要な担当者登録手続のため
 - 二 連絡、対応管理、結果通知・サービス案内等の送付のため
 - 三 その他、お客様から同意を得た範囲内で利用すること。
- 3 個人情報について、利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止に対応いたします。

第21条（秘密情報保持誓約）

当社は、前二条の情報セキュリティ及び個人情報保護の重要性を認識し、遵守事項を明確にするため、お客様からの請求により当社規定の「秘密情報保持誓約書」を提出することとします。

第6章 雑則

第22条（サービスの一時的な中断）

本サービスは、次の各号に該当する場合には、お客様に事前に連絡することなく、一時的にサービスを中断する場合があります。

- 一 当社のサーバ等システムの保守を定期的もしくは緊急に行う場合。
- 二 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合。
- 三 地震、洪水などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合。
- 四 戦争、動乱、騒乱、労働争議などにより本サービスの提供ができなくなった場合。
- 五 その他、運営上、技術的に本サービスサーバの一時的な中断を必要と当社が判断した場合。

第23条（禁止行為）

当社は、お客様の利益及び権利を保護し、有益なサービスを提供するために、本サービスを提供する際に、次の各号に該当する行為を禁止させていただきます。

- 一 公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用。
- 二 犯罪的行為に結びつく行為。
- 三 第三者の著作権を侵害する行為。
- 四 第三者の財産、プライバシーを侵害する行為。
- 五 第三者に不利益を与える行為。
- 六 第三者を誹謗中傷する行為。

- 七 当社のサービス業務の運営又は維持を妨げる行為。
- 八 お申込時の目的と異なる目的での利用。

第24条（損害賠償）

当社は、本サービスの提供により発生した問題に対し、次の各号に定めるとおり対処するものとします。

一 お客様の損害及び不利益

当社は「電子公告調査サービス」の提供に関し、当社の故意又は過失により発生した損害又は不利益について、損害賠償をする義務を負うものとします。

また、当社は「電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）」の提供に関し、当社の故意により発生した損害又は不利益について、損害賠償をする義務を負うものとします。

当社がお客様に損害賠償責任を負う場合、賠償額の総額は、本サービス契約に基づきお客様が当社に支払うサービス料金のうち、当該サービス料金の総額を上限とするものとします。

二 第三者の損害及び不利益

当社は、本サービスの提供により、お客様が株主及び会社債権者等の第三者（以下「第三者」という。）に与えた損害及び不利益に対し、いかなる責任も負わないものとし、調査委託者が第三者に損害又は不利益を与えた場合は、調査委託者の責任と費用をもって解決し、当社に損害をあたえることがないものとします。

第25条（合意管轄）

本規約及び本規約に基づく本サービスに関し訴訟提起の必要が生じた場合は、お客様の本店所在地の都道府県が、静岡県、長野県、富山県を含み地理上東側にある場合は東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、愛知県、岐阜県、石川県を含み地理上西側にある場合は大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第28条（準拠法）

本規約は、日本国の法律に準拠し、解釈及び履行されるものとします。

附則

第1条（経過措置）

平成20年5月1日改訂前の規約に基づく各種書面は、平成20年5月1日改訂後の規約に基づく各種書面とみなします。

- 2 平成17年7月1日施行前の規約に基づく各種書面のメイン担当者は、平成17年7月1日施行後の規約に基づく本規約第6条の担当者となし。

改定履歴

平成 17 年 7 月 1 日制定

平成 17 年 11 月 15 日一部改訂

平成 18 年 6 月 15 日一部改訂

平成 20 年 5 月 1 日一部改訂

平成 22 年 7 月 1 日一部改訂

平成 22 年 8 月 13 日一部改訂

平成 22 年 10 月 1 日一部改訂

平成 22 年 11 月 19 日一部改訂

平成 23 年 6 月 1 日一部改訂

電子公告調査サービス サービス料金

電子公告調査株式会社

1. 料金表

1 件（公告根拠条文 1 条文）※1 の公告につき、以下の料金とします。

電子公告の期間	料金
20 日以下	1 3 1, 2 5 0 円（税抜価格 1 2 5, 0 0 0 円）
2 1 日以上 3 ヶ月未満	1 5 7, 5 0 0 円（税抜価格 1 5 0, 0 0 0 円）
3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	1 8 9, 0 0 0 円（税抜価格 1 8 0, 0 0 0 円）
6 ヶ月以上の場合	1 8 9, 0 0 0 円（税抜価格 1 8 0, 0 0 0 円）に 6 ヶ月を超える 3 ヶ月未満毎に 3 1, 5 0 0 円（税抜価格 3 0, 0 0 0 円）を加えた金額。

（注） 料金には、公告期間中の電子公告調査、書面又はPDFファイルによる「電子公告調査結果通知書」の発行及び「法務省電子公告システム」への公告概要の申請が含まれています。

※ 1

当該公告の公告根拠条項が 1 つならば 1 件、2 つならば 2 件とみなします。

例 吸収合併公告の場合（存続会社の債権者保護手続と株主に対する通知公告を一つの公告情報で併用した場合）

公告根拠条項は、債権者に対する「会社法第 799 条第 3 項」と株主に対する「会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項」ですので、2 件となります。

その他、件数等につきましてご不明な場合には、お気軽にお尋ねください。

2. 電子公告調査結果通知書の再発行

発行料金は無償です。

発行期間は、公告期間満了後 1 0 年間とします。